

意外と知らない 議会のルール 「一般質問」



議員が直接町長に質問や提言を行う「一般質問」。

個々の議員が政治家としての一面を出し、自由な主張が出来る場とも言えます。しかし、この一般質問、自由とは言えルールが決められています。自治体によって異なりますが、今回は新十津川町議会の一般質問のルールをご紹介します。

ルール1：通告制 定例会の7日前までに通告書に質問内容を記載し通告する。

ルール2：質問順 通告書を議会事務局で受け付けした順番で決定。

ルール3：時間 1人1時間以内

ルール4：質問回数 1つの質問につき3回まで(再々質問で終了)

1回目の質問内容は事前に質問の相手(町長か教育長)に伝えられますが、再質問、再々質問はアドリブとなります。質問への答弁に曖昧な部分があっても、その部分を確認することは「質問回数」にカウントされてしまうため、議員は「確認のための質問」をしないことが多いです。そのため、傍聴席で聞いている方としては、「なぜ問い詰めない!」とイライラすることもあると思います。質問の結論を1回で出そうとせず、次につなげることも一般質問のテクニックといえます。

庁舎建設特別委員会 | 10月14日 幕別町の役場新庁舎を視察

庁舎建設特別委員会では、現在計画づくりが進められている新たな役場庁舎建設の参考とするため、今年、庁舎が完成した幕別町を視察してきました。バリアフリーのための広々とした空間や維持費軽減のアイデア、安全性を重視した免震構造の採用など、本町でも検討していくべき点について理解を深めることができました。

今後、委員会では幕別町庁舎のほか、昨年視察した足寄町と岩内町の庁舎などの事例も踏まえ、本町の役場庁舎や議会スペースの機能などについて検討を進める作業を行っていきます。



次号 2月号特集

予告 「町長、議長対談」

テーマ

「新十津川町の課題と未来像」

執行機関のトップである町長と議決機関のトップである議長がそれぞれの立場から町の課題や地方創生とわが町の未来について語り合う。

※前号に11月号の特集として予告しました「町長、議長対談」は、都合により2月号特集に変更いたしました。変更になりましたことをお詫び申し上げます。

インフォメーション
information

- 第4回臨時議会の開催 11月28日(月)開催予定
- 第4回定例議会の開催 12月7日(水)から9日(金)まで開催されます。
※一般質問は、12月7日(水)午後1時からを予定しています。
臨時議会、定例議会とも開始時刻は午前10時です。多くの皆様の傍聴をお待ちしています。

●新十津川町議会Facebook(フェイスブック)近日スタート!

広報広聴常任委員会では、議会活動をスピーディにお知らせするため、フェイスブック開設の準備をしています。開設後URLは議会だよりや町広報等でお知らせいたします。